

『都市計画区域マスタープランの見直し素案』について「公聴会」を開催します。 <<公聴会開催のご案内と公述人の募集>>

鳥取県は、平成16年に策定した県東部地域の市町ごとの都市計画の目標を示す「都市計画区域マスタープラン（正式名称：整備、開発及び保全の方針）」について、その後の市町村合併や人口減少・少子高齢化の進展など、社会情勢が大きく変化していることを踏まえ、見直しを進めています。

この度、「都市計画区域マスタープラン」の案を作成するにあたり、住民の皆様からのご意見を案に反映させるため、公聴会を開催します。

公聴会は、予め一般の皆様から募集した公述人が公開の場で「都市計画区域マスタープラン」の素案に対して意見陳述を行うものです。公述人を希望される方は、事前に申し出てください。

公聴会開催のご案内

【日時】

令和3年1月27日（水）午後2時～

【場所】

鳥取県庁講堂（鳥取市東町1丁目220番地）

【注意事項】

- ・公聴会の傍聴は、どなたでも参加できます。
- ・公聴会当日は、マスクを着用し、係員の誘導に従ってください。
- ・受付では、手指消毒、連絡先(氏名、住所、電話番号)の記入、検温などお願いします。
- ・発熱や咽頭痛、咳などの症状がある方は、来場をお断りします。
- ・鳥取市内において新型コロナウイルスの感染が拡大した場合は、別途、開催の可否について検討します。

【その他】

- ・公述人の申出がない場合、公聴会を開催しません。
- ・開催の有無は、県庁技術企画課のウェブサイトをご覧ください。

都市計画の手続き

公聴会の開催

都市計画の案の公告・縦覧

都市計画審議会の審議

都市計画の決定

公述人の募集

- (1) 申出方法（FAX、メール、郵送等による）
- ・見直し素案に意見のある方で公述人を希望される方は、様式を参考に、下記提出先に公述人申出書を提出してください。
 - ・公述人申出書には、住所、氏名、電話番号、意見要旨（400字以内）を記載して下さい。

提出期限：令和3年1月20日（水）

（郵送の場合、1月20日必着）

(2) 公述人の決定

- ・公述人に決定した方には、事前に「公述人決定通知」をお送りします。
- ・同じ趣旨の意見が多数ある場合は、公述人の数を制限させていただくことがあります。

【都市計画区域マスタープラン見直し素案の閲覧方法】

□県庁技術企画課のウェブサイトからダウンロードできるほか県庁技術企画課、鳥取市役所都市企画課八頭町役場建設課の窓口でも閲覧できます。

（県庁技術企画課）<https://www.pref.tottori.lg.jp/47892.htm>

公述人申出書 【参考様式】

令和3年●月●日
鳥取県知事 平井伸治様
〇〇〇〇見直し素案に対して、次のとおり
意見を述べたいので公述人の申出をします。
<<意見要旨（400字以内）>>

公述人申出人
住所
氏名
電話番号
電話

《応募・問合せ先》鳥取県県土整備部技術企画課

郵送：〒680-8570（所在地記載不要）電話：0857-26-7458

FAX：0857-26-8189 Mail：gijutsukikaku@pref.tottori.lg.jp